

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正（案）

平成 27 年 5 月 15 日  
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(その他の資産の評価)</p> <p>第 8 条 第 6 条及び第 7 条に規定する資産以外の資産は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則及び<b>インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則（以下、「インフラ投信等規則」という。）</b>に定めるそれぞれの資産の評価の方法に基づき評価するものとする。<b>この場合、不動産投信等がインフラ投信等規則に基づきインフラ資産等を評価する場合は、「インフラ投信等」を「不動産投信等」と読み替えて適用するものとする。</b>ただし、当該方法により評価することが困難である場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り評価するものとする。</p> <p>第 9 条～第 15 条 (略)</p> <p>(その他資産の運用方法)</p> <p>第 16 条 不動産等以外の資産を保有する場合の当該資産の運用方法等は、投資信託等の運用に関する規則<b>及びインフラ投信等規則</b>の定めるところによるものとする。</p> <p>第 16 条～第 23 条 (略)</p> <p>(保有する不動産等に係る資本的支出の開示)</p> <p>第 24 条 保有する不動産等について細則で定める資本的支出（修繕積立金等の損金計上が可能で資本的支出を除く。）に係る実施計画が確定した場合には、当該資本的支出の施工前に投資者に交付される運用報告書等及び目論見書において次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 資本的支出を行う不動産の名称及び所在地</p> <p>(2) 資本的支出を行う目的</p>	<p style="text-align: center;">不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</p> <p>第 1 条～第 7 条 (同 左)</p> <p>(その他の資産の評価)</p> <p>第 8 条 第 6 条及び第 7 条に規定する資産以外の資産は、投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に定めるそれぞれの資産の評価の方法に基づき評価するものとする。ただし、当該方法により評価することが困難である場合については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に則り評価するものとする。</p> <p>第 9 条～第 15 条 (同 左)</p> <p>(その他資産の運用方法)</p> <p>第 16 条 不動産等以外の資産を保有する場合の当該資産の運用方法等は、投資信託等の運用に関する規則の定めるところによるものとする。</p> <p>第 16 条～第 23 条 (同 左)</p> <p>(保有する不動産等に係る資本的支出の開示)</p> <p>第 24 条 保有する不動産等について細則で定める資本的支出（修繕積立金等の損金計上が可能で資本的支出を除く。）に係る実施計画が確定した場合には、当該資本的支出の施工前に投資者に交付される運用報告書等及び目論見書において次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 資本的支出を行う不動産の名称及び所在地</p> <p>(2) 資本的支出を行う目的</p>

新	旧
<p>(3) 予定期間 (4) 予想金額 (5) 資本的支出後の当該不動産の帳簿価額の予想増加額</p>	<p>(3) 予定期間 (4) 予想金額 (5) 資本的支出後の当該不動産の帳簿価額の予想増加額</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (同 左)</p>
<p>3 第1項の規定は、資本的支出に係る実施計画が完了した場合について準用する。この場合において、第1項本文中「実施計画が確定した場合」とあるのは「実施計画が完了した場合」と、<u>「施工前」とあるのは「施工後」と</u>、同項第1号中「資本的支出を行う不動産」とあるのは「資本的支出を行った不動産」と、第2号中「資本的支出を行う目的」とあるのは「資本的支出を行った目的」と、<u>第3号中「予定期間」とあるのは「期間」と</u>、第4号中「予想金額」とあるのは「金額」と、第5号中「予想増加額」とあるのは「増加額」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>3 第1項の規定は、資本的支出に係る実施計画が完了した場合について準用する。この場合において、第1項本文中「実施計画が確定した場合」とあるのは「実施計画が完了した場合」と、同項第1号中「資本的支出を行う不動産」とあるのは「資本的支出を行った不動産」と、第2号中「資本的支出を行う目的」とあるのは「資本的支出を行った目的」と、第4号中「予想金額」とあるのは「金額」と、第5号中「予想増加額」とあるのは「増加額」と、それぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>* 細則第4条</p>	<p>* 細則第4条</p>
<p>(以下略)</p>	<p>(同 左)</p>
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成27年 月 日から実施する。</u></p>	